

# 山梨県公報

第二千七百九十号

平成三十年

五月十四日

月 曜 日

## 目次

○自動車専用道路の指定……………二二九

○道路の区域変更(二件)……………二二九

公 告

○国土調査の成果の認証(二件)……………二三〇

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二三〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤笠石和線
- 三 道路の区域

区 間	延(メートル)長	指定する期日
笛吹市八代町南字洗沢四六八八番一地从先から 笛吹市八代町南字雨田二四三一番三地先まで	六九・九	平成三十年五月十四日

### 山梨県告示第三百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百一十号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
	旧	新		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先まで	一七・八	二二・二	三四・八	七二・〇
	三四・八	四一・六		

### 山梨県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
	旧	新		
中央市大田和字長正寺四四二番地先から 中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷地先まで	三・〇	二・九	五六・六	四八九・〇
	五六・六	三・一		

## 公 告

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成三十年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 富士川町
- 二 調査を行った時期 平成二十五年六月二十日から平成二十九年七月十日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士川町大字鯉沢の一部
- 五 認証年月日 平成三十年五月七日

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成三十年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 河口湖町
- 二 調査を行った時期 平成十一年七月二日から平成十三年三月十三日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 河口湖町大字河口の一部
- 五 認証年月日 平成三十年五月七日

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第六十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十年五月十四日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

別表第一中

三	甲府市城東三丁目七番一号先 （国道四一〇号と市道和田平東線との交差点）	藤川橋西詰	平成六年九月二日 告示第三五号
---	--	-------	--------------------

三	甲府市城東三丁目七番一号先 （国道四一〇号と市道との十字路交差点）	富士川橋西詰	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
---	--------------------------------------	--------	----------------------

二〇四	甲府市音羽町二番一〇号先 （市道同士の十字路交差点）	千塚南	平成二四年二月二日 告示第一〇号
-----	-------------------------------	-----	---------------------

二〇四	甲府市千塚二丁目四番二六号先 （市道同士の十字路交差点）	千塚南	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	---------------------------------	-----	----------------------

三二八	中央市成島一、八一三番地先 （町道成島中島線と町道三七六号線との十字路交差点）	成島駐在所前	平成一二年二月二八日 告示第五四号
-----	--	--------	----------------------

三二八	中央市成島一、八一三番地先 （市道同士の丁字路交差点）	成島交番前	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	--------------------------------	-------	----------------------

五〇	南巨摩郡鯉沢町三四〇番地の一新先 （町道北新町一〇号線と町道北新町二〇号線との丁字路交差点）	鯉沢病院前	平成一四年八月一日 告示第四一号
----	---	-------	---------------------

を

五〇	南巨摩郡富士川町鯉沢三四〇番地一先(町道同士の丁字路交差点)	富士川病院前	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
----	--------------------------------	--------	----------------------

に、

五六	南巨摩郡鯉沢町三四〇番地の一(国道五二号(甲西道路)と町道との丁字路交差点)	鯉沢病院入口	平成一九年三月一九日 告示第二七号
----	--	--------	----------------------

を

五六	南巨摩郡富士川町鯉沢三四〇番地一先(国道五二号と町道との丁字路交差点)	富士川病院入口	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
----	-------------------------------------	---------	----------------------

に改める。  
別表第四の六一一の項の次に次のように加える。

六一二	市道	上野原市新田一、四七八番地二先(JR上野原駅ロータリー入口から出口までの間)(三〇メートル)	車両 車両進行 ロータリー入口からロータリー内を時計回りを終日	上野原 平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	----	--	---------------------------------------	-----------------------------

別表第六の四八〇の項を次のように改める。

四八〇	削除	甲府	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	----	----	----------------------

別表第十の三〇七の項及び三〇八の項を次のように改める。

三〇七	国道五二号	甲斐市富竹新田三三七番地一先	四 斐崎	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	-------	----------------	---------	----------------------

三〇八	国道五二号	甲斐市竜王新町一、二六一番地先	四 斐崎	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	-------	-----------------	---------	----------------------

別表第十の三四六の項を次のように改める。

三四六	主要地方道甲斐南アールブス線	甲斐市万才二八七番地六先	一 斐崎	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-----	----------------	--------------	---------	----------------------

別表第十の一、〇二三の項を次のように改める。

一、〇二三	市道	笛吹市石和町四日市場二、〇三一 番地先	一 笛吹	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-------	----	------------------------	---------	----------------------

別表第十の一、九八一の項を次のように改める。

一、九八一	国道一四〇号	甲斐市横根町九六四番地先	五 甲府	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-------	--------	--------------	---------	----------------------

別表第十の三、七二五の項を次のように改める。

三、七二五	主要地方道山梨線	甲斐市古府中町六、〇二六番地二 先	一 甲府	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
-------	----------	----------------------	---------	----------------------

別表第十の五、五四九の項の次に次のように加える。

五、五五〇	市道	甲斐市千塚二丁目四番二六号先	一 甲府	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
五、五五一	県道中下条甲府線	甲斐市池田三丁目七番一三号先	一 甲府	平成三〇年五月一四日 告示第六一号
五、五五二	自転車道	甲斐市丸の内一丁目一八番地先	一 甲府	平成三〇年五月一四日 告示第六一号

五、五五三	道 自転車	甲府市丸の内一丁目一一一番地先	一	甲府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五五四	道 自転車	先 甲府市丸の内二丁目二七四番地五	一	甲府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五五五	道 自転車	甲府市丸の内二丁目二七一番地先	一	甲府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五五六	市道	中央市大鳥居三、七七〇番地先	一	南府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五五七	国道一 四〇号	中央市浅利三、五五二番地先	五	南府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五五八	市道	先 南アルプス市東南湖二五〇番地一	一	南府 スルプ	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五五九	市道	甲斐市竜王新町一、四三一番地先	三	斐崎	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六〇	主要地 方道甲 斐中央 線	甲斐市西八幡九六四番地一先	一	斐崎	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六一	国道二 〇号	北杜市白州町台ヶ原三八〇番地一 四先	二	北杜	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六二	主要地 方道市 川三郷 身延線	西八代郡市川三郷町岩間一、八〇 四番地二先	三	鯉沢	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六三	市道	笛吹市石和町中川四三〇番地二先	一	笛吹	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六四	主要地 方道白 井甲州 線	甲州市塩山西広門田七四番地先	四	日下 部	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六五	県道鳴	南都留郡富士河口湖町勝山九六九	一	富士	平成三〇年五月

五、五六六	市道	上野原市新田一、四九五番地先	二	上野原	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
五、五六七	市道	上野原市上野原八、一五四番地二 七先	二	上野原	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号
三〇八	市道	都留市四日市場三九番 地先(赤坂駅入口交差 点)から都留市つる一 丁目一二番一先まで の両側	一、三〇〇	大月	平成三〇 年五月一 四日 告示第六 一号
四五七	国道一 四〇号	甲州市塩山上於曾二九 六番地先(仲沢ガ下 北交差点)から甲州市 塩山上塩後四番地先 (向嶽寺前交差点)ま での両側	四五〇	車両(四 原付・ けん引 ②くを ③を引 除く)	平成三〇 年五月一 四日 告示第六 一号
四、三三九	削除		南甲府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号	
一〇、九四二	削除		甲府	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号	
一一、八三〇	国道一 四〇号	山梨市北一、一一一番地一先(国 道一四〇号と主要地方道甲府山梨 線との十字路交差点・東進車両)	日下部	平成三〇年五月 一四日 告示第六一号	

別表第十四の三〇八の項を次のように改める。  
別表第十四の四五七の項を次のように改める。  
別表第十六の四、三三九の項を次のように改める。  
別表第十六の一〇、九四二の項を次のように改める。  
別表第十六の一、八三〇の項を次のように改める。

別表第十六の一、九三二の項の次に次のように加える。

一一、九三三	市道	甲府市横根町九八三番地一先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
一一、九三四	主要地 府道甲 線	甲府市桜井町六三四番地二先(左折導流帯・東進車両)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
一一、九三五	市道	笛吹市石和町八田三三〇番地一六一先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)	笛吹	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
一一、九三六	国道一 四〇号	山梨市北七七番地二先(国道一四〇号と主要地府道山梨線との十字路交差点・西進車両)	日下部	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
一一、九三七	市道	上野原市新田一、四八〇番地先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)	上野原	平成三〇年五月一四日	告示第六一号

別表第十七の一、三九九の項の次に次のように加える。

一、四〇〇	市道	上野原市新田一、四七九番地先(JR上野原駅ロータリー入口から出口までの間)	一七〇	車両	終日	上野原	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
-------	----	---------------------------------------	-----	----	----	-----	------------	--------

別表第十九の九の項及び一〇の項を次のように改める。

九	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目三番三号先(山交百貨店前)から甲府市丸の内一丁目七番一先(県庁前交差点)までの片側歩道(一四〇メートル)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
一〇	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目一番九号先(甲府駅前交番)から甲府市丸の内二丁目二六六番地先(県庁前交差点)までの片側歩道(一一二〇メートル)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号

別表第十九の二二三の項の次に次のように加える。

二二四	主要地	甲府市丸の内一丁目一七八番地先	甲府	平成三〇年五月一四日	
-----	-----	-----------------	----	------------	--

二二五	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目二二〇番地先(橋児童公園前交差点北側)から甲府市丸の内一丁目一三三番地先(橋児童公園前交差点南側)までの片側歩道(二五メートル)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
-----	-----------------	---	----	------------	--------

二二六	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目五三二番地二先(防災新館前交差点)から甲府市丸の内二丁目三二番一先(市役所前交差点)までの片側歩道(一〇〇メートル)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
-----	-----------------	---	----	------------	--------

二二七	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目二七四番地三先(橋児童公園前交差点北側)から甲府市丸の内二丁目五二六番地先(橋児童公園前交差点南側)までの片側歩道(三〇メートル)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
-----	-----------------	--	----	------------	--------

別表第三十の二の三八の項の次に次のように加える。

三九	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目一〇〇番地先から甲府市丸の内一丁目一〇九番地先まで(八メートル)	終日	車両 貨物集 配物の集 に(限る)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
----	-----------------	---	----	----------------------------	----	------------	--------

四〇	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目一一一番地先から甲府市丸の内一丁目一一八番地先まで(二六メートル)	終日	路線バ ス	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
----	-----------------	--	----	----------	----	------------	--------

四一	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目一一八番地先から甲府市丸の内一丁目一三〇番地先まで(四メートル)	終日	車両 貨物集 配物の集 に(限る)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
----	-----------------	---	----	----------------------------	----	------------	--------

四二	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目一五三番地先から甲府市丸の内一丁目一六七番地先まで(二五メートル)	終日	車両 貨物集 配物の集 に(限る)	甲府	平成三〇年五月一四日	告示第六一号
----	-----------------	--	----	----------------------------	----	------------	--------

四三	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目五三二番地 二先から甲府市丸の内二丁目五 三〇番地先まで（八メートル）	終日	車両（ 貨物中 に貨物 限る）	甲府	平成三〇年 五月一四日 告示第六一
四四	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目五二九番地 先から甲府市丸の内二丁目五二 七番地先まで（八メートル）	終日	車両（ 貨物中 に貨物 限る）	甲府	平成三〇年 五月一四日 告示第六一
四五	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目二七四番地 三先から甲府市丸の内二丁目二 七二番地先まで（二六メートル）	終日	ス路線バ ス	甲府	平成三〇年 五月一四日 告示第六一
四六	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目二七一番地 先から甲府市丸の内二丁目二六 八番地先まで（八メートル）	終日	車両（ 貨物中 に貨物 限る）	甲府	平成三〇年 五月一四日 告示第六一
四七	市道	上野原市新田九六八番地先（タ クシ乗降場一〇メートル区間 の内の道路標示によって区画さ れた部分）	終日	タクシ ー	上野原	平成三〇年 五月一四日 告示第六一
四八	市道	上野原市新田九四四番地先（バ ス乗降場三〇メートル区間の内 の道路標示によって区画された 部分）	終日	ス路線バ ス	上野原	平成三〇年 五月一四日 告示第六一

別表第三十三の五、六、九の項の次に次のように加える。

五七〇	国道一四 〇号	甲府市横根町九六四番地先（十郎橋 西交差点）	平成三〇年五月一 四日 告示第六一
五七一	市道	甲府市千塚二丁目四番二六号先（千 塚南交差点）	平成三〇年五月一 四日 告示第六一
五七二	市道	甲斐市竜王新町一、四三一番地先 （新町赤坂交差点）	平成三〇年五月一 四日 告示第六一